



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
令和元年9月20日

担当	【照会先】 厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課 課長 戸高 正博 統括特別司法監督官 加藤 孝 <電話> 011-709-2311 (内線 3542)
----	--

報道関係者 各位

外国人技能実習生の実習実施者に対する 平成30年の監督指導結果を公表します ～約74%で労働基準関係法令違反～

北海道労働局(局長 福士 亘)は、道内の労働基準監督署(支署)が、平成30年に外国人技能実習生の実習実施者に対して行った監督指導結果を取りまとめましたので、公表します。(詳細は別添のとおり)

〔監督指導結果等の概要〕

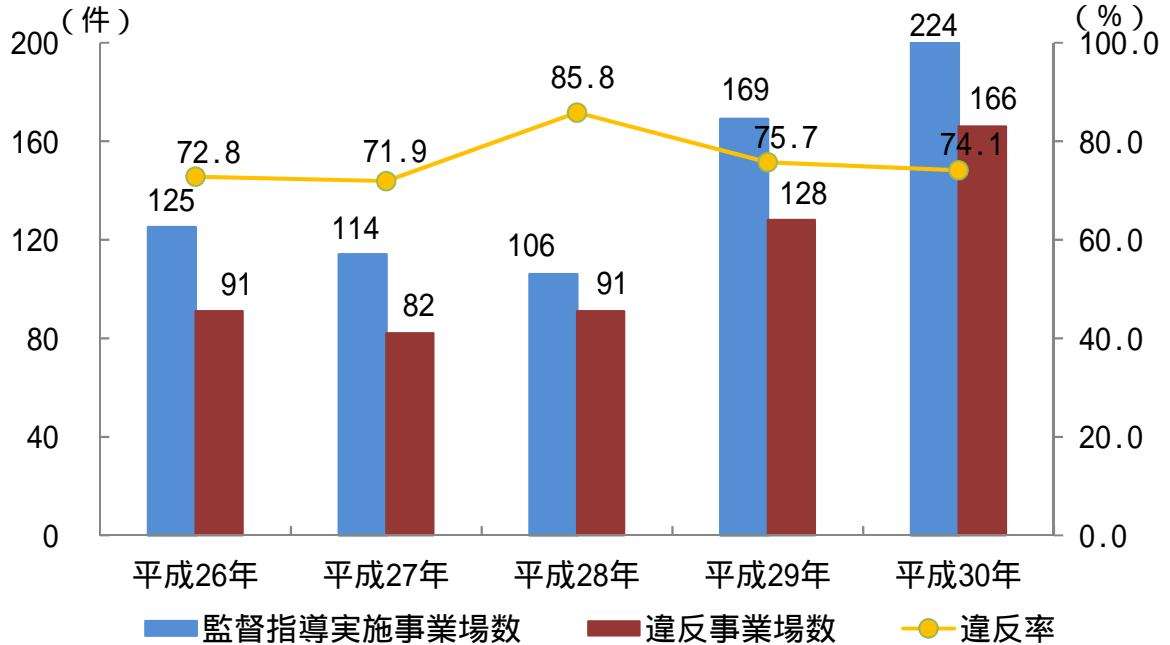
- (1) 労働基準関係法令違反の状況
監督指導を実施した実習実施者 224事業場
法令違反が認められた実習実施者 166事業場(74.1%)
- (2) 主な法令違反の状況
安全基準(安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど)(33.9%)
労働時間(労使協定の範囲を超えて時間外労働を行わせていたなど)(19.2%)
割増賃金(時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど)(15.6%)
- (3) 今後の取組
北海道労働局及び道内の労働基準監督署(支署)は、監理団体並びに実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働相談など各種情報から労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対しては監督指導を行う等、引き続き技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に努めます。

(北海道庁道政記者クラブ、北海道経済記者クラブ 同時提供)

2 監督指導状況

- (1) 平成30年に、道内の労働基準監督署は、実習実施者に対して224件の監督指導を実施し、その74.1%に当たる166件で労働基準関係法令違反が認められました（全国の状況については2頁参照）

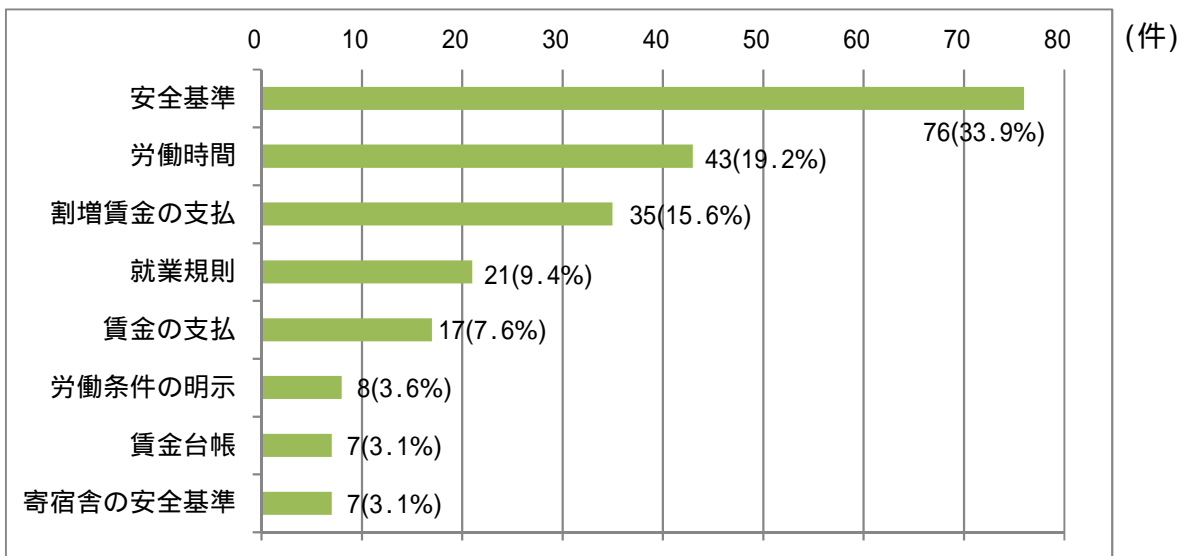
図1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数



注 違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれます。

- (2) 主な違反内容は、安全基準関係76件(33.9%；安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど)、労働時間関係43件(19.2%；労使協定の範囲を超えて時間外労働を行わせていたなど)、割増賃金関係35件(15.6%；時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど)の順でした。

図2 監督指導における主な違反事項及び違反事業場数



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しません。

- (3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、次のようなものがありました。
(平成30年)

【事例1】 賃金の支払額に問題があるという情報を端緒として、監督指導を実施
(卸売業)

(指導内容)

技能実習生に対し、36協定の届出なく違法な時間外労働を行わせており、かつ、時間外労働に対して割増賃金を支払っていなかったため、是正勧告しました。

(指導の結果)

適正な36協定が締結・届出され、過去に遡って不足していた割増賃金が支払われました。

【事例2】 労働災害の発生を契機として、監督指導を実施(食料品製造業)

(指導内容)

コンベアーの運転を止めずに清掃作業を行かせた結果、災害が発生したことから、是正勧告しました。また、非常停止ボタンが押しやすい場所に設置されていなかったことから、設置場所の改善と作業手順書の周知の徹底を指導しました。

(指導の結果)

非常停止ボタンが作業場所に近いところに移設されました。また、技能実習生の母国語による作業マニュアルの周知が行われ、機械作業の安全管理の徹底が図られました。

3 労働基準監督機関と出入国在留管理機関との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国在留管理機関等が、その監督等の結果を相互に通報しています
- (2) 平成30年に、北海道内の労働基準監督機関から出入国管理機関（現 出入国在留管理機関）へ通報^{*1}した件数は21件、出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報^{*2}された件数は1件でした。

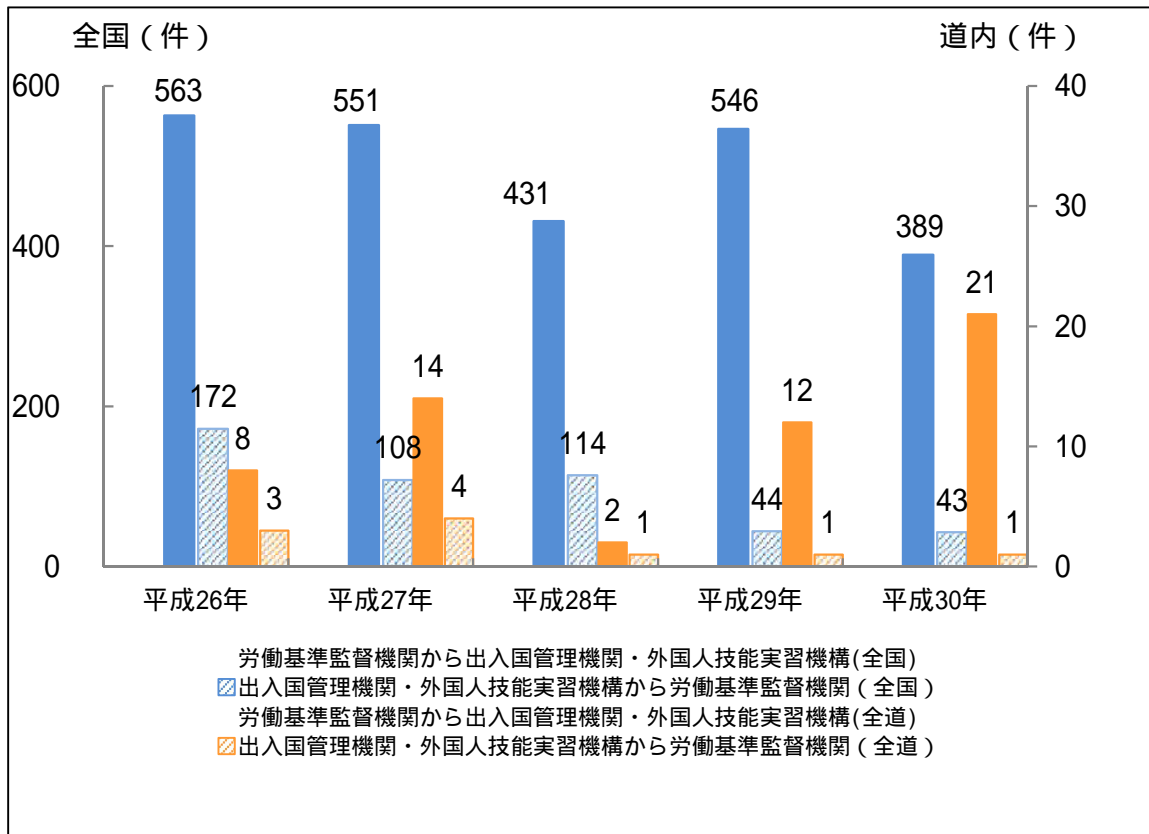
*1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案

労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

*2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案

出入国管理機関において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

図3 労働基準監督機関と出入国管理機関・外国人技能実習機構との相互通報件数



- (3) 労働基準監督機関が、出入国在留管理機関から通報を受けた実習実施者については、監督指導を実施しています。

1 技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導結果
 (平成30年1月～12月)

	全国	北海道
監督指導実施事業場数	7,334件	224件
違反事業場数	5,160件	166件
(違反率)	(70.4%)	(74.1%)

主な違反内容	違反事業場数			
	全国		北海道	
労働条件の明示 (労働基準法 第15条)	517	(7.0%)	8	(3.6%)
賃金の支払 (労働基準法 第24条)	480	(6.5%)	17	(7.6%)
労働時間 (労働基準法 第32条・第40条)	1,711	(23.3%)	43	(19.2%)
割増賃金の支払 (労働基準法 第37条)	1,083	(14.8%)	35	(15.6%)
就業規則 (労働基準法 第89条)	596	(8.1%)	21	(9.4%)
賃金台帳 (労働基準法 第108条)	450	(6.1%)	7	(3.1%)
法令等の周知 (労働基準法 第108条)	341	(4.6%)	7	(3.1%)
寄宿舍の安全基準 (労働基準法 第96条)	144	(2.0%)	7	(3.1%)
安全基準 (労働安全衛生法第20～25条)	1,670	(22.8%)	76	(33.9%)
衛生基準 (労働安全衛生法第20～25条)	556	(7.6%)	5	(2.2%)
健康診断 (労働安全衛生法第66条)	497	(6.8%)	15	(6.7%)
最低賃金 (最低賃金法第4条)	94	(1.3%)	3	(1.3%)

最低賃金違反については、約定賃金が地域最低賃金額未満の場合に限る。